

**社会福祉法人大崎市社会福祉協議会**  
**鳴子居宅介護支援事業所**  
**指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業 運営規程**

(事業目的)

第1条 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会が運営する鳴子居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護認定者又は要支援認定者（以下、「要介護者等」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下、「居宅介護支援等」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、居宅介護支援等の業務について、要介護認定者等となった場合においても、その利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及びその家族（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適正な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うこととする。

2 事業所の居宅介護支援等の業務は、その実施に当たり、関係市町村、介護保険施設、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療サービス関係機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、保険者が行う介護保険法及び介護保険法施行に基づく要介護認定及び要支援認定のための訪問調査業務の委託を受けた場合には、適正かつ公正中立に行う。

(事業所名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 大崎市社会福祉協議会鳴子居宅介護支援事業所

(2) 所在地 宮城県大崎市鳴子温泉字末沢1番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）

ア 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上

ア 従事者は事業所に対する指定居宅介護支援等の利用の申し込みに係る調整及び訪問調査、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）の作成等の指定居宅介護支援等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) その他 上記の営業日時以外、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 事業者は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に基づいて、業務を行うこととする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が指定居宅サービス等の適正な利用等を行うことができるよう、当該要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、利用者等の希望等を勘案し、居宅サービス計画等を作成するとともに、その計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該要介護者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行うこととする。
- 3 前項の居宅サービス計画等の作成に当たっては、利用者の相談を受けた上で利用者の状況により「アセスメントのための情報収集シート128（宮城県版）」「課題検討様式（宮城県版）」等により課題分析を行い、原案を作成する。  
また、利用者の自宅等においてサービス担当者会議を開催して内容の検討を行うこととする。
- 4 要介護認定者については、1ヶ月に1回以上、要支援認定者については、3ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問し、面接を行いモニタリングの結果を記録することとする。

(居宅介護支援等の利用料及びその他の費用)

第7条 指定居宅介護支援等を提供し、居宅サービス計画等を作成した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者が当該事業を利用する場合は、実施地域を越えた地点から所定の交通費（1kmあたり50円）を徴収する。ただし、公共交通機関を使用した場合は、その運賃実費分を負担いただくものとする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等による同意を文書により得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- （1） 指定居宅介護支援事業は大崎市鳴子温泉地域、岩出山地域とする。
- （2） 介護予防支援事業（委託）は大崎市鳴子温泉地域、岩出山地域とする。
- （3） 指定介護予防支援事業は大崎市とする。

（サービス利用に関する留意事項）

第9条 サービス提供にあたる担当の介護支援専門員は、事業所が選任するものとする。

2 サービス提供にあたる介護支援専門員について、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできないものとする。

（勤務体制の確保）

第10条 事業者は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従事者の勤務の体制を定めるものとする。

2 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図る為、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備することとする。

- （1） 採用時研修 採用後1か月以内
- （2） 継続研修 年12回

3 事業者は、介護支援専門員の資質向上のためにその研修の機会を確保するものとする。

4 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第12条 従事者は、居宅を訪問中に利用者の体調急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告するものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供中に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告するものとする。

3 事業者は、サービスの提供中、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって保険の範囲内で損害を賠償するものとする。但し、当該事故の発生につき利用者の側に故意又は過失がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこととする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲 示)

第14条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示、又は重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けるものとする。

2 事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、事業者ホームページに掲載し、公表することとする。

(秘密保持等)

第15条 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさないこととする。

2 事業者は、介護支援専門員その他の従業者が、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報については、雇用期間中及び雇用契約終了後においても第三者に漏らすことがないように就業規則に記載し、秘密保持義務に関し配慮することとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は当該利用者等の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第16条 事業者は、居宅介護支援等又は居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、その内容等を記録することとする。

2 事業者は、提供した指定居宅介護支援等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 事業者は、提供した指定居宅介護支援等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、サービス事業所が利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等について適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業所は、サービス事業所が身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(虐待の防止)

第18条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分することとする。

- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結した日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者が協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。